

1. 計画を推進し、地域福祉を進めるために

(1) 地域・市町村との協働、地域福祉の理念、取組みの普及・啓発

地域福祉の主役はあくまで地域住民

地域福祉の主役は地域住民です。本計画は、地域住民の自主的な地域づくり、地域福祉活動を尊重し、広域的、専門的な見地から、地域活動を推進する市町村を支援するための計画です。

県は、常に、地域や市町村の実情に眼を配り、協働意識を持って、各種施策に取り組んでまいります。

地域の意見を計画の推進に反映させる推進組織の立ち上げ

本計画は、地域福祉の担い手、市町村職員、当事者等、さまざまな県民の意見を伺い、地域の実態を踏まえ、策定しました。

計画の推進に当たっても、県民意見を吸い上げ、より実行性のある計画にするため、県民各層から構成される推進組織を立ち上げ、この組織を中心に、本計画を着実に進めます。

各種の推進施策、計画の積極的な広報、普及

地域づくり、地域福祉の活動は、意義深い活動ですが、その内容や意義が、住民に十分に伝わっていない事も指摘されています。

県では、本計画の推進に当たっては、地域、市町村と協力し、様々な媒体を使って広報、普及活動を図り、地域福祉活動の大切さを県民に広める努力をしてまいります。

(2) PDCAサイクルによる進行管理

毎年度ごとの進行管理を行い、結果を公表

計画は策定して終わりではなく、計画期間が終了するまで、着実に継続的に進行管理を行うことが重要です。

また、掲載されている施策は、県が、地域福祉活動を支援するために実施する、対外的な約束であり、実行に努める義務があります。

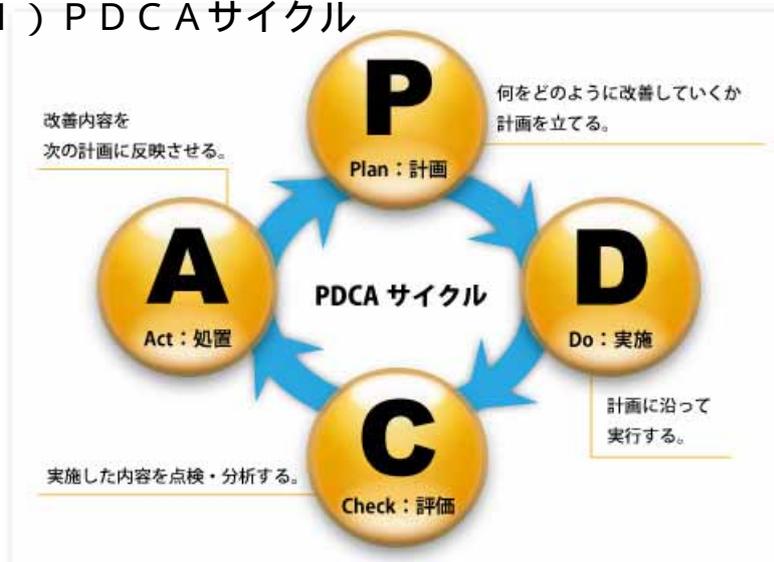
そこで、毎年度ごとに、各事業の進行管理を実施し、その結果を公表すること、併せて改善点を明らかにして、次年度の施策に活かすことで、PDCAサイクルによる着実な実行に努めます。

3年後を目処に中間まとめ、状況変化に応じ、必要な見直しを検討

計画終期は、平成27年3月としていますが、地域社会を取り巻く状況の変化は目まぐるしく、法制度に伴う各種制度の変更など、計画の策定時には予想できない状況となる可能性もあります。

そこで、本計画の折り返し地点である3年後を目処に、進捗状況を中間的にまとめ、状況変化に応じて、必要な場合は個別施策の見直しを図るなど、状況変化に適切に対応します。

(図6-1) PDCAサイクル



2 施策ごとの達成目標

5つの施策ごとに個別目標を定め、目標達成に向けて地域、市町村と共に取り組んでまいります。

(1) 市町村等が行う地域福祉推進の取組みへの支援

(取組みの方向性)

地域福祉支援を進めるに当たっては、小域福祉活動や市町村の主体性・地域性を尊重します。

地域福祉計画の策定や地域福祉の推進に関する情報提供等の支援を行います。

市町村や広域・県域の福祉系組織が行う地域福祉推進のための取組みを支援し、協働して地域福祉活動を支えます。

(目標となる指標)

指 標	単 位	現 状		平成25年3月末 (中間目標)	平成27年3月末 (終了時の目標)
		年 度	年 度		
地域福祉計画策定市町村数	市町村	22	21	30	54
基本福祉フォーラムの設置 (市町村)数	箇所	15	21	54	54

(2) 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成

(取組みの方向性)

生涯を通じた福祉教育を行い、福祉マインドの醸成に努めます。

ボランティアリーダーやコミュニティソーシャルワーカー等、地域福祉活動の要となる人材の育成を支援します。

(目標となる指標)

指 標	単 位	現 状		平成25年3月末 (中間目標)	平成27年3月末 (終了時の目標)
		年 度	年 度		
福祉教育推進校の数(累計) (小・中・高等学校)	校	656	20	716	756
社会福祉等のボランティア 登録数	人	96,131	20	101,700	104,500

(3) 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化

(取組みの方向性)

市町村と共に地域を支える医療・福祉サービスの充実を図ります。
 地域の医療・福祉サービスを支える人材の確保対策を進めます。
 地域活動拠点の確保や自主財源の確保等の活動基盤の強化に対する施策の検討や取組みを支援します。
 福祉施設、医療機関、学校、事業所は地域の貴重な社会資源として地域福祉活動との協力体制を構築し、その活用を進めます。

(目標となる指標)

指 標	単 位	現 状		平成 2 5 年 3 月 末 (中間目標)	平成 2 7 年 3 月 末 (終了時の目標)
		年 度			
制度外サービス提供事業者数	団体	257	21	320	360
障害者グループホーム等の定員	人	2,000	21	2,600 (H24.3 末)	3,350
地域子育て支援拠点事業実施箇所	箇所	145	20	175	中間目標の増を目指します。
地域福祉活動拠点の整備	箇所	1	21	現状の増を目指します。	現状の増を目指します。

(4) 支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化

(取組みの方向性)

「共に生きる社会づくり」の考え方の地域への浸透を図ります。
 相談支援体制の充実を支援します。
 相談支援員の資質向上、各機関の役割分担と相互連携を促進します。

(目標となる指標)

指 標	単 位	現 状		平成 2 5 年 3 月 末 (中間目標)	平成 2 7 年 3 月 末 (終了時の目標)
		年 度			
自分らしく、地域において、楽しく生活していると感じている県民の割合	%	58.4	21	65	69
対象者横断的な総合相談窓口の設置数 (県・市町村)	箇所	14	21	現状の増を目指します。	現状の増を目指します。
広域後見支援センター設置数	箇所	8	21	10	市町村単位でのセンター設置について関係機関と協議・検討します。
地域包括センターの設置数	箇所	111	21	125 (24 年 3 月 末)	24 ~ 26 年度の高齢者保健福祉計画策定時に定めます。

(5) 多様な主体による地域のネットワークの構築

(取組みの方向性)

様々な分野の担い手が参画し、地域福祉を担うための連携の場づくりを支援します。

地域において、健康づくり・医療・福祉の連動を進めます。

相談支援の専門家であり、かつ地域の連携を推進するコミュニティソーシャルワーカーを育成します。

(目標となる指標)

指 標	単 位	現 状		平成25年3月末 (中間目標)	平成27年3月末 (終了時の目標)
			年度		
小域福祉フォーラムの設置数	箇所	188	21	600	600
全県共用の地域医療連携パス 普及協力医療機関数	機関	168	21	1,000	中間目標の増を 目指します。
コミュニティソーシャル ワーカー育成研修受講者数 (累計)	人	194	20	870	1,210